

新型コロナウイルス感染症対策に係る

学校開放事業・スポーツ少年団等利用者の対応について

令和2年2月27日
富士市市民部スポーツ振興課

1. 市スポーツ施設の対応について

現段階での「富士市危機管理指針」及び「富士市感染症対策行動マニュアル」における「危機レベル」に基づいて対応を決定する。(2月26日時点)

| | |
|------|---|
| レベル1 | 貸館の利用制限をしない 開催可否は主催者の判断により決定してもらう (利用を取りやめた場合、利用料金の返金は通常の基準に沿って行う) |
| レベル4 | 利用を制限する 主催者へ連絡し、不要不急の会議、集会、競技会等の利用を自粛していただく (利用中止に従う事前納付の利用料金は全額返金する) |

現段階は、レベル1のため、貸館の利用制限はせず、主催者判断に開催可否を委ねている。

2. 教育委員会の対応について

2月26日付教育委員会発「新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関する今後の対応について(通知)」3(3)にて下記の通知が出された。

学校で計画する行内での活動を除く部活動等について、学校を離れて実施される大会(公式戦を含む)や練習試合等については、2月27日(木)から3月9日(月)までは、延期または参加を取りやめる。(抜粋)

学校内で実施する部活動については制限をせず、各校判断に委ねている。また、野球部等複数校による合同チームの練習については、合同練習は取りやめとし、各校個別での練習の実施としている。

3. 学校開放事業の対応方針について

市スポーツ施設及び教育委員会の対応を踏まえ、以下のような対応とする。

- ・学校開放事業について、市スポーツ施設と同様に現段階での「富士市危機管理指針」及び「富士市感染症対策行動マニュアル」における「危機レベル」に基づいて対応を決定する

| | |
|------|---|
| レベル1 | 学校開放事業の利用制限をしない 開催可否は主催者及び施設利用委員会の判断により決定してもらう (主催者判断に基づき、利用を取りやめた場合、利用料金の返金は通常の基準に沿って行う) |
| レベル4 | 利用を制限する 主催者へ連絡し、不要不急の会議、集会、競技会等の利用を自粛していただく (利用中止に従う事前納付の利用料金は全額返金する) |

- ・スポーツ少年団等、子どもが活動主体となる団体について、主たる活動場所での単独練習を除く活動について、大会や練習試合等については、2月27日(木)から3月9日(月)までは、延期または参加自粛をお願いする
- ・本方針については、当該感染症の今後の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする